

親の認知症に備えた 三つのマネー対策 財産の「把握」、「管理＆運用」、「相続」

このコーナーでは全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは「親の認知症に備えたマネー対策」です。司法書士の木原道雄アドバイザーに、親が認知症になる前に重要な「財産の把握」、「財産の管理や運用方法」、「相続の備え」の三つのマネー対策のポイントや留意点などをうかがいました。また、こうした対策を親とスムーズに話し合えるコミュニケーション方法や、認知症になった後でも行える主なマネー対策も併せてお伝えします。

第20回

講師：木原道雄
愛媛県金融広報アドバイザー

認知症になると起これり得る お金のリスク＆トラブル

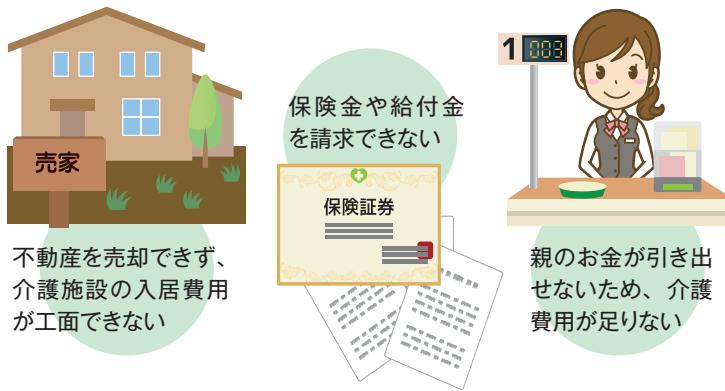
厚生労働省が「新オレンジプラン」の中で、「2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症患者」と予測しているように、認知・判断能力を低下・喪失させる認知症の発症は誰にでも起これり得ることです。そして、実際に自分の親が認知症になつたとき、さまざまなお金のトラブルが発生し、私も相談を受けることが多くあります【図表1】。金融機関や不動産業者では、取引などを行う際に契約者が本人の意思を確認する必要がありますが、

認知症になると、本人の意思確認ができないと判断されてしまいます。ですから契約者本人である親が認知症になると、お金の引出し、保険金などの請求、不動産の売却といったことができなくなる可能性が高いのです。

また、こういう事例があります。ふだんは、お金の引出しを金融機関の窓口で行っている親が認知症になつたAさんは、親のキャッシュカードでATMからお金を引き出そうとしましたができませんでした。実は、金融機関によつては、一定の年齢以上の高齢者が過去1年間ATMによる使用実績がない場合、犯罪防止の観点からATMでの取引を制限しているのです。そのため、Aさんが金融機関の窓口へ行くと、口座名義人である親が「判断能力に乏しい」「十分な意思表示ができない」と判断され、結局お金が引き出せませんでした。そのほか「財産の全容が分からず遺産分割が進まない」など、お金に係る問題は多岐にわたります。

こうしたお金に係るリスクやトラブルを回避・軽減するためには、認知症になる前に対策を講じることが大切です。有効な三つのマネー対策をご紹介します。

【図表1】親の認知症によるお金のリスク＆トラブル例



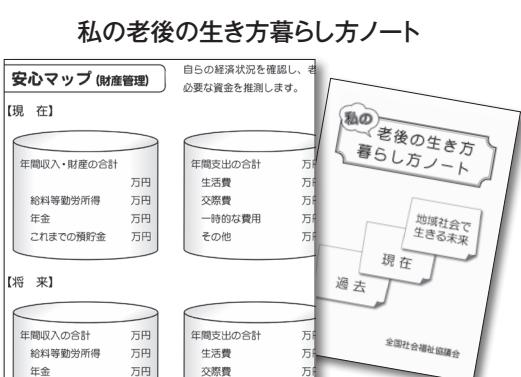
対策① 親の財産と意向を把握

まず何よりすべきことは、親の財産内

認知症になる前に備えたい 三つのマネー対策

こうしたお金に係るリスクやトラブルを回避・軽減するためには、認知症になる前に対策を講じることが大切です。有効な三つのマネー対策をご紹介します。

そのほか、財産の使い方や今後の生活の仕方、趣味や健康状態なども書いてもらうことよいでしょう。財産に限らず、親の情報を探る幅広く知ることは、さまざまのことになります。



<https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/080411.pdf>
(出所) 全国社会福祉協議会

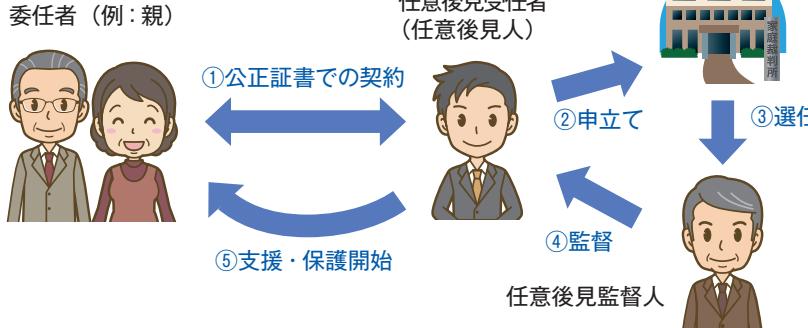
容（負債も含む）と、それについての親の

意向を把握しておくことです。そのために、親の「財産リスト」の作成をお勧めします。

対する親の意向を把握することにつながります。そつした親の意向を、老後の暮らしや介護の方法に反映してあげることは、子どもの大切な役目ではないでしょうか。

対策② 財産の管理と運用

財産の管理と運用には、法的効力を持つ制度の利用が不可欠であるため、認知症前に備えたい三つの有効な制度をご紹介します。ただし、認知症前に契約する必要があるのでご注意ください。



●任意後見制度

判断能力や意思表示が不十分な人を支援・保護する成年後見制度の一つです。任意後見人との契約内容に財産の管理や運用などを組み込めば、お金に係るトラブルを回避できます。任意後見人を誰にするか、どのようなことを依頼するのかをすべて親本人が十分な判断能力があるうちに決められるのが特徴です。具体的な手続きとしては、親（委任者）が、希望する任意後見受任者（任意後見人）との間で、代理権（財産管理の手続きなど）を与える契約を、公正証書で結びます。

公正証書は、公証役場で作成できます。任意後見人は第三者でもかまいません。親の判断能力が低下したら、家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督の下、任意後見人は契約で決めた事務を代理で行えるようになります【図表2】。ただし、契約が開始されると、正当な事由がない限り契約の解消は難しくなります。

●民事信託

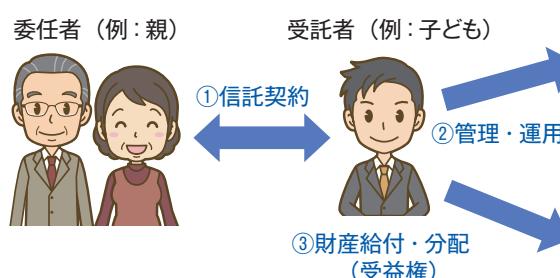
2007年9月から施行され、注目が集まりつつある民事信託は、信託法による制度です。委託者である親が受益者（親本人でも可）のために、自分の財産を一定程度の決めにしたがって子どもなどの受託者（第三者でも可）に託し、管理や運用をもらうものです【図表3】。

民事信託も任意後見制度と同様に、親本人が、自分の財産をどうしたいのかを決めることができます。任意後見制度と

の違いは、契約に公正証書の必要がなく、財産の管理や運用は家庭裁判所の許可なく行えること。また、生活のサポートなども、契約に組み込めば実行できるほか、一定の条件の下、途中で契約の変更や解消も容易にできます。親としては、信頼できる家族に、自分の財産に限らず認知症後の生活全般を託せる点も大きな魅力となるのではないでしょうか。

ただし、財産管理や相続などの対策に沿った契約項目を、適切に漏れなく考慮・作成するには、法的な専門知識が必要と

【図表3】民事信託の流れと特色



受益者
(例:親本人)

になります。私としては、民事信託の実績がある弁護士事務所や司法書士事務所、公証役場などの専門家に一度、相談することをお勧めします。

●保険会社の指定代理請求制度

認知症などにより自分で保険金や給付金を請求できなくなった場合に、代理人が手続きできる制度です。代理請求できる人の範囲や商品は、保険会社によって異なるため、詳しくは加入している保険会社に確認しましょう。

対策③ 相続について

最近は「争族」といわれるほど、遺産相続が家族間の大きなもめごとの要因となっていますので、遺言書の作成は有効な対策です。代表的な遺言の種類を二つ紹介します。

一つ目は「自筆証書遺言」です。これは親が自分で書いて封をして、自分で保管しておくものです。簡単に作成できる反面、紛失や改ざんされるリスクがあり、親が亡くなつた際は、家庭裁判所の検認を受ける必要があります（2020年7月10日より、一定の手続きをすれば、自己証書遺言を法務局で保管してもらえるようになります）。

もう一つは、親が公証人に遺言の内容を伝え、証人を2人以上立てたうえで公証人に作成してもらう「公正証書遺言」です。紛失や改ざんされる心配はありませんが、財産の額により数万円から數

十万円の費用がかかるほか、証人への報酬も発生するのが一般的です。

どちらも法的効力に差はありませんが、様式や記載内容の不備によるトラブル回避を考慮するなら、「公正証書遺言」を利用されるほうがよいと思います。

親と円滑に話し合うために ふだんからコミュニケーションを

認知症によるマネー対策を講じる前に、まず家族会議を行うべきと考えます。

親の意向を家族全員で共有しておくことは、後でもめないための大切な対策となるからです。そして、できるだけ親に不信心を持たせないように、マネー対策をアプローチしましょう。例えば、親に財産リストの作成をお願いする前に、子ども側から財産リストを作成して親に渡すというのもお勧めのアプローチ法です。



「自分に何かあつたときのために、共有しておきたい」と伝え、万一日のときのお金の管理についての必要性を、親に考えさせるきっかけにもなるかと思います。

とはいって、認知症やお金の話し合いをしたいと親に伝える、嫌な顔をされたり、親の意向を把握するために財産リストやエンディングノートを書くように伝えて、積極的に書いてもらえたかったりすることなどは、よくあることです。まして、めったに連絡しないような子どもからいきなりお金について聞かれたら、ためらってしまうのも分かります。

そうならないようにするために、ふだんから親とのコミュニケーションを欠かさないようにしておるべきかと思います。親が遠くに住んでいるなら、まめに電話やメールなどで連絡をして近況報告をする。親が近くに住んでいるのなら、ふだんから親の金銭管理の手伝いをしてあげるのはいかがでしょうか。例えば、高齢になると増えがちな医療費の控除手続きなどを手伝えば、喜ばれるとともに、親の年収が分かります。終活セミナーなどと一緒にに行けば、今後についての親の意向を自然に聞きだすチャンスになります。また最近は、自然災害が増えていますので、災害対策をきっかけにして話し合いの場を設けるのもよいでしょう。どのように信頼関係を築くことが、親とのスムーズなお金コミュニケーションにつながるのではないかと思います。

認知症になつた後でも できる対策とは

親と離れて暮らしていると、「認知症になつたことに気づかず、認知症前のマネー対策ができなかつた」という方のほうが多いのではないかでしょうか。

その場合、成年後見制度の一つ「法定後見制度」の活用を検討してみましょう。

この制度は、認知症発症後でなければ申請できません。成年後見人には、財産に伴う契約の代理権や同意権、取消権などが与えられ、任意後見人より法的効力の範囲が広いのが特徴ですが、任意後見制度と異なり、成年後見人は家庭裁判所が選任するため、親の意向に沿えない場合もあります。

マネー対策だけに終わらせない 家族の絆を深めるきっかけに

親が認知症になることを考えてお金について対策するということを、少し不謹慎に感じたり、気が進まない方も少なくないでしょう。しかし、こうした対策を講じることは、マネー対策だけに終わらず、親子関係を見つめ直すよい機会になります。



木原道雄 (きはら・みちお)

司法書士、登録手話通訳者。1999年に愛媛県と松山市で手話通訳者登録、2004年に父の在宅介護のため、司法書士事務所を自宅で開業。聴覚障がい者のマルチ商法被害相談をきっかけに、ろう学校での消費者講座を始める。現在は、医療関係や介護関係などの現場と連携を取りながら、高齢者から児童養護施設の子どもまで、年齢や障がいなどの垣根を越えてセミナーや法的な相談、財産管理や後見人就任などの活動を行っている。

ると、私は考えます。

日本では高齢化対策の一環として、社会全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムが構築されています。しかし、どんなにシステムが整つたとしても、最終的な判断は家族が行うことになります。

親が元気なうちに、お金関係を含めた親のふだんの生活や楽しみ、望む生き方などを知ることで、親にとつて最適な判断をしてあげられます。そして、親を知ることは、家族関係を見つめ直すことにつながり、これをきっかけに、家族の絆を深めていただきたいと思います。

今
ま
回
と
の
め

★認知症前に対策をすることで、親の意向を反映できる。
★各制度の特徴をよく理解してから利用する。
★対策を円滑に行つために、ふだんから親子でコミュニケーションを。